

## 子育て支援制度の各種手続きについて

育児休業等をする方については、様々な経済的支援があります。

今回は子育て支援制度の各種手続きの概要について、ご紹介させていただきます。

### 休業期間中の保険料の免除措置

#### ●産前産後休業期間中の保険料免除

**概要** 産前産後休業期間中（産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日のうち、妊娠または出産を理由として労務に従事しなかった期間）の保険料が免除。

**届書等** 「産前産後休業取得者申出書」

**注意点** ・産前産後休業期間中に申出が必要。 ・役員の方も被保険者であれば申出可。

#### ●育児休業期間中の保険料免除

**概要** 育児・介護休業法に基づく育児休業制度を利用する場合（3歳未満の子を養育する場合）には保険料が免除。

**届書等** 「産前産後休業取得者申出書」

**注意点** ・育児休業期間中に申出が必要。  
・役員の方で育児休業制度を利用できない場合は、被保険者であっても申出不可。

### 休業期間終了後の標準報酬月額の設定

#### ●産前産後休業終了後の改定

**概要** 産前産後休業の終了後に報酬が下がった場合など、終了後の3カ月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定。

**届書等** 「産前産後休業終了時報酬月額変更届」

**注意点** 産前産後休業終了日の翌日に引き続いて育児休業を開始した場合は届出不可。

#### ●育児休業終了後の改定

**概要** 育児休業の終了日に3歳未満の子を養育していて報酬が下がった場合など、終了後の3カ月間の報酬額をもとに、新しい標準報酬月額を決定し、その翌月から改定。

**届書等** 「育児休業等終了時報酬月額変更届」

**注意点** 育児休業終了日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は届出不可。

### 標準報酬月額の特例措置（厚生年金保険のみ）

#### ●養育期間中の標準報酬月額の特例措置（みなし措置）

**概要** 3歳未満の子の養育期間中の標準報酬月額が養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合は、年金額の計算において従前の標準報酬月額を養育期間中の標準報酬月額とみなす。

**届書等** 「養育期間標準報酬月額特例申出書」

**注意点** 保険料負担、健康保険の給付は、実際の標準報酬月額にもとづいて計算。

### 保険料免除期間の変更・終了

#### ●産前産後休業期間の変更

**概要** 出産前に「産前産後休業取得者申出書」を提出した方で、出産予定日と異なる日に出産した場合は、変更後の休業期間について保険料が免除。

**届書等** 「産前産後休業取得者変更（終了）届」

**注意点** 出産予定日に出産した場合は届出不要。

#### ●育児休業期間の終了

**概要** 終了予定日より前に育児休業を終了した場合は、届出により保険料免除を終了。

**届書等** 「育児休業等取得者終了届」

**注意点** ・終了予定日に終了した場合は届出不要。・育児休業から引き続いて産前産後休業を開始した場合も届出不要。

#### ●産前産後休業期間の終了

**概要** 終了予定日より前に産前産後休業を終了した場合は、届出により保険料免除を終了。

**届書等** 「産前産後休業取得者変更（終了）届」

**注意点** 終了予定日に終了した場合は届出不要。

### 標準報酬月額の特例措置の終了（厚生年金保険のみ）

#### ●標準報酬月額の特例措置の終了

**概要** 3歳未満の子を養育しなくなった場合は、届出により特例措置を終了。

**届書等** 「養育期間標準報酬月額特例終了届」

**注意点** 子が3歳に達したとき、資格を喪失したとき、産前産後休業または育児休業の保険料免除を開始したときは届出不要。 ※詳しい手続き方法などは、年金事務所にてご確認ください。

～参考～

### 健康保険の出産に関する給付の手続き

#### ●出産したときの給付

**概要** 妊娠85日（4カ月）以後に出産したとき、出産育児一時金が支給。

**申請書** 「出産育児一時金支給申請書」ほか

※ 希望する支給方法によって、申請書が異なるので注意。

#### ●出産で会社を休んだときの給付

**概要** 産前産後休業期間（産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、産後56日）のうち、給付を受けられなかったとき、出産手当金が支給。

**申請書** 「出産手当金支給申請書」

※ 詳しい給付内容や申請書・手続き方法などは、ご加入の全国健康保険協会の都道府県支部、または健康保険組合にてご確認ください。